

新たな再任用制度の導入について

平成13年2月21日

総務部

1 目的

本格的な高齢社会の到来に対応し、高齢者の知識・経験を社会において活用するため、地方公務員法の一部改正に伴い、退職した職員を再任用できる新たな再任用制度を導入しようとするものである。

2 対象者

(1) 定年退職者

(2) 定年退職日以前に退職した者（勤続期間が25年以上、かつ、退職から再任用までの期間が5年以内の者）

3 採用方法

定年前の勤務実績等に基づく選考による。

4 任期

1年を超えない範囲内とする。

5 再任用の区分

(1) 常時勤務を要する職（フルタイム勤務職員。一週間40時間）

(2) 短時間勤務の職（短時間勤務職員。一週間16時間から32時間までの範囲内）

(課長)
フルタイム 4級 30名
短時 2.5ヶ月分
相当 通勤 時給 1.5 期末 勤労
支給はつかない

6 任期の更新

再任用職員として勤務実績が良好な場合、1年を超えない範囲内で更新できるものとする。

7 任期の末日

再任用職員が年齢65歳に達した日以後の最初の3月31日以前とする。ただし、任期の末日の年齢は、年金支給開始年齢の段階的引き上げに合わせて、61歳から段階的に引き上げるものとする。

8 給与

国及び岩手県に準じて、支給する。

9 施行期日

平成13年4月1日

希望者数調査、各部の必要数等の調査等を行い、定員量は調整

新規採用と抑制するケコーを生む